第1号様式　別紙2（第4条第1項関係）

四日市市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　四日市市移住支援事業の実施に際して、四日市市が得た個人情報について三重県に提供する場合があります。

三重県及び四日市市は、四日市市移住支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者等の情報を確認することがあります。

四日市市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　三重県及び四日市市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

　三重県及び四日市市は、申請者及びその世帯員が暴力団等に関係するものであるかを確認するため、移住支援金の申請日から５年間、申請者及びすべての世帯員の氏名、生年月日を三重県警察本部に確認します。